

電子入札における注意事項

◆新電子入札システムからの変更点(これまでの電子入札システムとの違い)

新電子入札システムでは以下の点が変わりますのでご注意ください。

- 1 入札書の受付期間が、開札日の前々日及び前日の2日間(休日を除く。)となります。それぞれの日の受付期間は次のとおりです。(一般・指名競争入札共通)
 - ★前々日:午前8時30分から午後5時まで
 - ★前日 :午前8時30分から午後4時まで
- 2 指名競争入札では、これまで指名業者宛に指名通知書を郵送していましたが、電子化に伴い指名通知書を電子入札システムにおいて確認してください。利用者登録において登録されたメールアドレスに指名通知の連絡を送付します。入札についても、電子入札システムにて行うこととなります。また、設計図書については、入札情報サービスシステムにて閲覧することとなります。
- 3 一般競争入札では、電子入札システム上、入札書と同時に内訳書の提出を求めてきますが、当面の間、内訳書を作成し提出して頂く必要はありません。入札情報サービスに掲載した内訳書の代わりとなる様式を添付してください。(ただし、建設工事と一般業務の一部の案件においては、落札者決定後は従来どおり開札日の午後5時までに内訳書の提出が必要です。公告をよく確認してください。)
- 4 開札の結果、落札者が決定した場合は、電子入札システム上で落札者決定通知書を送付します。落札者(工事・コンサルのみ)は、開札日の午後3時以降に契約書を取りに来てください。※企業局発注案件については、経営管理課にて契約書を渡します。
- 5 入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上いる場合は、電子くじ(抽選)を行うこととなります。電子くじに必要な3桁の任意の数値を入札書提出時に入力してください。
- 6 設計図書に関する質問及び回答が、設計図書等の閲覧期間中に入札情報サービスシステムにて閲覧できます。

◆入札が無効(失格)となる具体例

- ・競争入札参加資格者名簿と異なる名義人のICカードを使用した場合
- ・入札公告・指名通知書に定める閲覧期間中に、設計図書・仕様書の電子閲覧を行わなかった場合
- ・入札書締切時刻までに、発注者側に入札書が到達しなかった場合
- ・入札参加資格確認書等に虚偽の内容を記載した場合

◆電子入札におけるトラブルを防止するために

電子入札におけるトラブルを防止するために、以下のことにご注意ください。

1 入札参加確認申請書及び入札参加確認資料(確認申請書等)の提出方法

(1)入札参加確認申請書は、必ず電子入札システムにて送信してください。

(2)入札参加確認資料の提出は、以下①～③のとおりとなります。

①電子入札システムを使用して送信する方法（確認申請書等のすべてを電子入札システムによる提出方法）

②郵便により送付する方法（配達記録が残る書留郵便等による提出方法）

③持参する方法

※確認資料を上記②・③による方法で提出する場合は、入札参加確認申請書を電子入札システムにて送信する際に、必ず入札参加資格確認資料の書類目録データを添付してください。（様式については、『入札の広場』の『様式ダウンロード』より）

※平成26年4月より、FAXによる送信確認のトラブルを防止するため、入札参加確認資料のFAXによる申請は受け付けません。

2 ICカード(電子証明書)

ICカードは、入札権限を有する本人による行為であることを、大臣認定の民間認証局が認証したものであり、本市の電子入札システムで使用するICカードは、入札参加資格者名簿上の代表者と同一の名義人であることが必須です。

入札参加資格者の代表者名や商号名称等の変更が生じた場合は、入札参加資格者名簿の変更届を提出するとともに、民間認証局に変更内容を反映した新しいICカードの取得手続きを行ってください。

3 電子閲覧

入札情報サービスシステムにおいては、設計図書・仕様書のダウンロード時にICカードによる制限をかけ、電子閲覧が行われた場合は、システムにより自動的に閲覧した時刻が記載された「閲覧記録簿」を作成します。

※電子閲覧を行わなかった場合、入札が無効となりますので必ず電子閲覧を行ってください。

4 紙入札を承認するやむを得ない場合

以下(1)～(3)の場合に限り紙入札を承認します。パソコンの故障、ICカードの期限切れは、紙入札を承認しませんので、パソコンやICカードは複数準備するなど、事前に対策を講じてください。（契約課備え付けのパソコンはありません。）

(1)天災、広域的停電、プロバイダ又は通信事業者に起因する事故等が生じたために、締切日時までに入札参加資格確認申請書又は入札書を送信できないと認められる場合

(2)入札参加資格者の代表者名や商号名称等の変更が生じた場合において、当該変更事由が生じた日から30日以内に民間認証局に変更内容を反映した新しいICカードの取得手続きを行っていることが確認でき、締切日時までに入札参加資格確認申請書又は入札書を送信できないと認められる場合

(3)新たに、福井市競争入札参加資格者名簿に登載された者(業種の追加を除く。)が、資格者名簿に登載された日から30日以内に民間認証局にICカードの取得手続きを行っていることが確認でき、締切日時までに入札参加資格確認申請書又は入札書を送信できないと認められる場合(再登録の場合は除く。)

※上記の場合、当該変更事由が生じた日から、又は資格者名簿に登載された日から30日以内に申請手続きを行ったことが証明できる書類の提出を求めます。